

平成23年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成23年6月23日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（22名）

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 大塚 祐 司 | 2番 | 飯 嶋 正 利 |
| 3番 | 宮 澤 芳 雄 | 4番 | 太 田 將 範 |
| 5番 | 伊 藤 保 | 6番 | 島 田 和 雄 |
| 7番 | 平 野 忠 作 | 8番 | 伊 藤 房 代 |
| 9番 | 林 七 巳 | 10番 | 向 後 悦 世 |

11番 景山岩三郎
13番 嶋田哲純
15番 木内欽市
17番 日下昭治
19番 嶋田茂樹
21番 林正一郎

12番 滑川公英
14番 柴田徹也
16番 佐久間茂樹
18番 林俊介
20番 高橋利彦
22番 林一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	刃田哲雄	秘書広報課長	伊藤浩
行政改革推進課長	林清明	総務課長	神原房雄
企画政策課長 兼被災室長	米本壽一	財政課長	加瀬正彦
税務課長	佐藤一則	市民生活課長	斉藤馨
環境課長	浪川敏夫	保険年金課長	石毛健一
健康管理課長	高山重幸	社会福祉課長	渡辺輝明
子育て支援課長	林芳枝	高齢者福祉課長	石井繁
商工観光課長 兼国民宿舎支配人	横山秀喜	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	北村豪輔	都市整備課長	伊藤恒男
下水道課長	増田富雄	会計管理者	花香寛源
消防長	佐藤清和	水道課長	小長谷博
病院事務部長	渡辺清一	病院経理課長	鈴木清武
庶務課長	加瀬寿一	学校教育課長	菅谷充雅
生涯学習課長	高野晃雄	体育振興課長	野口國男
監査委員局長	馬淵一弘	農業委員会事務局長	加瀬恭史

事務局職員出席者

事務局長 堀江通洋

事務局次長 向後嘉弘

開会 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成23年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（林 一哉） 日程第2、人事の紹介。

去る6月1日の異動による人事の紹介をいたします。

神原房雄総務課長。

米本壽一企画政策課長兼被災者支援室長。

佐藤一則税務課長。

伊藤浩秘書広報課長。

渡辺輝明社会福祉課長。

石毛健一保険年金課長。

石井繁高齢者福祉課長。

高山重幸健康管理課長。

斉藤馨市民生活課長。

馬淵一弘監査委員事務局長。

花香寛源会計管理者。

菅谷充雅学校教育課長。

横山秀喜商工観光課長兼国民宿舎支配人。

高野晃雄生涯学習課長。

野口國男体育振興課長。

増田富雄下水道課長。

加瀬恭史農業委員会事務局長。

なお、その他の異動並びに昇格については、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承を願います。

◎日程第3 議長報告事項

○議長（林 一哉） 日程第3、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

17番、日下昭治議員、18番、林俊介議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から7月8日までの16日間といたしたいと

思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月8日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長(林 一哉) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第15号までの15議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第6 議案上程

○議長(林 一哉) 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第15号までの15議案と報告第1号から報告第8号までの報告8件を一括上程いたします。

議案第 1号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

議案第 3号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議案第 4号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 5号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 6号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 7号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 8号 専決処分の承認について(平成22年度旭市水道事業会計補正予算)

- 議案第 9号 専決処分の承認について（平成23年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第10号 専決処分の承認について（平成23年度旭市水道事業会計補正予算）
- 議案第11号 専決処分の承認について（東日本大震災の被災者に対する市民税等の減免の特例に関する条例）
- 議案第12号 専決処分の承認について（東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例）
- 議案第13号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第14号 専決処分の承認について（旭市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 議案第15号 専決処分の承認について（旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1号 平成22年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2号 平成22年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 3号 平成22年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4号 平成22年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第 5号 平成22年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 6号 旭市土地開発公社の事業経営状況について
- 報告第 7号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について
- 報告第 8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

◎日程第7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（林 一哉） 日程第7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成23年旭市議会第2回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

はじめに、3月11日に発生した東日本大震災で被災された多くの市民の皆様方に対し、心

からお見舞いを申し上げます。

また、この間、広く市内外の個人、企業、団体の皆様方から心温まる義援金、義援物資をお寄せいただいておりますことにつきましても、改めて深く感謝申し上げますとともに、この御厚志を有効に活用させていただきたいと考えております。

このたびの震災における市内の被災状況等について、6月22日現在の概要をご報告いたします。

人的被害については、「死者」13名、「行方不明者」2名であります。

次に、住家の被害状況についてですが、全壊が334世帯、大規模半壊424世帯、半壊481世帯、一部損壊2,069世帯であります。

次に、震災発生以来、被災者の生活再建、災害廃棄物の処理、道路等のインフラ整備など、復旧、復興に向けた取り組みについて申し上げます。

応急仮設住宅については、飯岡ふれあいスポーツ公園と旭文化の杜公園に計200戸のプレハブ仮設住宅を建設するとともに、賃貸住宅の借上げと雇用促進住宅の供与により対応したところであり、6月22日現在、希望された全211世帯が、去る4月15日より順次、入居を開始したところであります。

次に、生活再建のための各種支援制度の状況について申し上げます。

本市単独の災害見舞金については、4月22日より順次振込を行っており、6月10日現在、2,767世帯に対して2億1,467万円を支給いたしました。

また、義援金については、第1次配分といたしまして国・県分を合わせて5月31日から配分し、6月10日現在、2,838世帯に対して、総額5億6,523万円を配分いたしました。このうち、市の義援金分については、2億853万円であります。

なお、住宅の応急修理については371件を実施し、また、被災者生活再建支援金につきましては697件を千葉県に申請しております。

このほか、災害援護資金貸付については、6月10日現在で32人、貸付総額6,062万円の申し込みがありました。

次に、震災により発生した災害廃棄物について申し上げます。

現在、市内6か所に約9万5,000トン集積されている状況にあります。これらの処理については、千葉県及び社団法人千葉県産業廃棄物協会の支援により、今年度中を目途に進めているところであります。また、処理期間中、近隣住民の皆様方には大変なご迷惑等をお掛けしないよう、関係機関と連携を図り鋭意努めてまいります。

次に、放射線量の検査について申し上げます。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、未だに先が見えない中、放射性物質の汚染が懸念されるため、放射線量を検査することといたしました。今月14日から毎週1回の割合で市内保育所、幼稚園、及び小・中学校など42地点において測定し、金曜日にホームページ上で公表しているところであります。

結果といたしましては、文部科学省が子どもの屋外活動を制限する目安と定める放射線量を下回っております。

次に、災害復興計画について申し上げます。

今後、旭市災害復興計画を策定し、一刻も早い被災者の生活再建を図るとともに、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくり等に対し震災前の水準にもどすだけでなく、この被災から立ち直り継続的發展を遂げていく必要があります。本市をより住みよいまちにするために、早期の復旧と創造的な復興を目指してまいります。

また、去る5月24日と6月13日に被災者復興意見交換会を開催いたしました。被災された海岸地域の区長さんを始め、商工会、観光協会、海匠漁業協同組合の代表者並びに有識者等の皆様方から、復旧・復興に向けたご意見やご提案などをいただいたところであり、旭市災害復興計画の策定に参考としたいと考えております。

なお、震災発生から3か月が経過し、応急的支援も整ったことから6月10日に旭市災害対策本部を廃止し、新たに、旭市災害復旧・復興本部を設置しました。

次に、今回提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号は、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,800万円を追加し、予算の総額を306億9,200万円とするものであります。

議案第2号は、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでありまして、経営体育成事業「富浦地区」の事業の完了に伴い、字の区域及び名称に変更が生じるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現評価員の退任に伴い、後任の評価員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。私は、佐藤一則氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第4号から議案第6号までの3議案は、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員の任期が本年8月18日をもって

満了となるため、後任の委員を選任するにあたり議会の同意を求めるものであります。私は、高根雅人氏、平野浩氏、嶋田一豊氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第7号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、小倉和也氏が適任と考え、提案するものであります。

議案第8号から議案第14号までは、専決処分の承認についてでありまして、震災に起因する補正予算及び市税等の減免や納期限の延長等のための条例制定を行ったものであります。

議案第8号は、平成22年度旭市水道事業会計補正予算についてでありまして、収益的収入及び支出で、水道事業費用に8,200万円を増額し、その財源として企業債8,200万円の追加を行うものであります。

議案第9号は、平成23年度旭市一般会計補正予算についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32億1,400万円を追加し、予算の総額を300億6,400万円とするものであります。

議案第10号は、平成23年度旭市水道事業会計補正予算についてでありまして、収益的収入及び支出では、水道事業収益に1,770万9,000円を増額し、水道事業費用に1,200万円を増額するとともに、資本的収入及び支出では、資本的収入に1億3,008万円を増額し、資本的支出に1億3,016万1,000円を増額するものであります。

議案第11号は、東日本大震災の被災者に対する市民税等の減免の特例に関する条例についてでありまして、東日本大震災の被災者に対し、市民税、固定資産税及び都市計画税の減免を行うため制定したものであります。

議案第12号は、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例についてでありまして、東日本大震災の被災者に対し、国民健康保険税の減免を行うため制定したものであります。

議案第13号は、旭市税条例の一部を改正する条例についてでありまして、東日本大震災の発生に伴い地方税法の一部を改正する法律が施行されたことにより、必要な措置を講ずるものであります。

議案第14号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例についてでありまして、東日本大震災の発生に伴い介護保険料減免申請期限を延長させるため、必要な措置を講じるものであります。

議案第15号は、専決処分の承認についてでありまして、病床数の増加に伴い、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

報告第1号は、平成22年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、平成22年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、平成22年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号は、平成22年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について、報告第5号は、平成22年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について、報告第6号は、旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告第7号は、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、報告第8号は、議会の指定した専決処分について、それぞれ報告するものであります。

次に、平成22年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果について概要を申し上げます。

平成22年度の一般会計並びに各特別会計は、5月31日に出納を閉鎖し、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。その結果、平成22年度の一般会計は、概算で歳入総額291億8,400万円、歳出総額265億6,500万円となり、翌年度に繰り越しになる財源を差し引いた実質収支額は13億2,300万円の黒字と見込まれるものであります。

また、その他の特別会計については、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、行政改革について申し上げます。

公共施設の見直しについては、5月頃までに決定することを目指して、活用方針の策定を進めてまいりました。しかし、見直し対象とした施設の中には、今回の震災で被災した施設もあることから、被害の状況を勘案し、できるだけ早く活用方針を決定したいと考えております。

次に、総合計画後期基本計画の策定について申し上げます。

「旭市総合計画」の前期基本計画は本年度で終了します。前期基本計画の進捗状況ではありますが、各種交付金等有利な財源措置により、計画より早く完了した事業もあり、ほぼ順調に実施されています。

また、本年度に後期基本計画を策定します。策定に当たりましては、前期基本計画策定目標の達成状況等の検証を行い、市民アンケート結果等を踏まえ、旭市総合計画審議委員会に諮り策定してまいります。

次に、節電について申し上げます。

今後、予想されます夏期の電力需給対策については、本市は、6月20日からの東京電力株式会社のグループ分けによる計画停電からは回避されておりますが、庁舎内等の公共施設におきましては、クールビズの前倒し、ポロシャツの着用などにより節電に努めてまいります。

次に、地域安全について申し上げます。

本年度より、新たな取組みとして地域の方々の安全・安心、犯罪のないまちづくりを目指し、毎年7月1日を旭市防犯デー、7月1日から7日までの1週間を旭市防犯週間と定め、各種団体の協力を得て、様々な取組みをしてみたいと考えております。本年は7月1日に第1回旭市防犯講演会を、総合体育館サブアリーナにおいて開催する予定であります。

次に、子育て支援について申し上げます。

震災により被災した日の出保育所の災害復旧工事については、6月7日に実施設計業務の入札を行い、委託業者が決定いたしましたので、早期復旧を目指して進めてまいります。

また、子育て支援体制の強化を図るため、第三保育所に設置していた子育て支援センターを、つどいの広場と同じ南分館に移転いたしました。

今後は、つどいの広場と連携して子育て相談や講習会、サークル支援などを実施してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

子どもたちの健やかな成長と学力の向上を願い、子どもたちの「思考力」や「表現力」を高める授業づくりを推進します。

本年度は、子どもたちの理科離れに対応するための理科指導力向上研修会、小学校に新たに開設された外国語活動の研修会も実施し、教職員一人ひとりの指導力の向上に努めてまいります。

また、特別に支援を要する児童生徒のための支援員及び個に応じたきめ細かな指導を行うための補助員、さらに、英語教育の充実、国際理解教育の推進を図るための英語補助員等合わせて17名を市の単独事業として配置しております。特に本年度は、小学校の外国語活動が本格実施となったことから、市内小学校全校に英語補助員を配置したところであります。

次に、沖縄交流事業について申し上げます。

7月27日から29日までの3日間、市内3小学校から20名が沖縄県中城村を訪問する予定であります。昨年度で市内15校全ての学校が交流事業に参加することができました。本事業を通じ、児童相互の友好関係を深めるとともに、子どもたちがより広い視野を持てることを期

待しております。

次に、学校給食について申し上げます。

震災により学校給食センターにおいても、多大な被害を受けた状況であります。

その中でも、第二学校給食センターの被害が大きく復旧が難しいことから、現在、第一学校給食センターと第三学校給食センターにおいて、市内20校に学校給食を提供しているところであります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

中央小学校北校舎改築事業は3月末で完了し、4月入学の新1年生から3年生が快適な環境の下、学習に励んでおります。

矢指小学校改築事業は、本年8月の完成を目指し工事を進めておりましたが、3月11日の本震及び度重なる余震の影響等により、1か月ほど完成が遅れる見込みであります。

第一中学校屋内運動場改築事業は、本日、県の完成検査を受けており、数日のうちに授業や部活動での使用が可能となります。

飯岡中学校改築事業は、環境と地域の防災拠点としての機能をコンセプトに基本設計が完了し、本年度は実施設計を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

海上公民館等の社会教育施設は、震災の影響で5月末まで活動を自粛しておりましたが、6月より正常化に向け、講座等の募集を開始いたしました。

次に、文化振興について申し上げます。

市民参加型事業として7月31日に「旭市民音楽祭」、9月25日に「あさひのまつり」の開催を予定しており、6月の広報紙等で募集のお知らせを行ったところであります。

今後も市民の自主的な文化活動について支援しながら、幅広い文化事業を展開してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

本市において5月に予定されておりました「第56回千葉県東部五市体育大会」は、震災のため来年度に順延することになりました。6月5日には、400名が集い開催された「市民スポーツのつどい」では、子どもから高齢者まで伸び伸びとした躍動感あふれる姿を見ることができました。

「復興はスポーツから」を合い言葉に、今後も計画していたスポーツ大会は、一部を除いて予定どおり開催するとともに、被災した体育施設の復旧を急ぎ、市民のスポーツ環境を整

えてまいります。

次に、農業について申し上げます。

震災による農業施設への被害、更には原子力発電所事故による野菜の出荷制限、加えて風評被害により大幅な収入減となった農業者を救済するため、4月から各種の資金融資の受付を開始し、併せて国・県・市が利子補給することで、農業者がこの危機を乗り越えるための支援をしてまいりました。

また、これら大きな打撃を受けた本市の農業を元気づけるため、5月30日には、有楽町駅前で森田千葉県知事とともに旭市の野菜のトップセールスをしてまいりました。

更に6月15日には東京ドームにおいて、飯岡タカミメロンのPRを生産者とともに実施し、試合開始前にグラント内において、読売巨人軍、千葉ロッテの両軍選手に贈呈するとともに、球場内での直売等を行う機会に恵まれ、ドーム内の約4万人の観衆の前で旭市農業のPRを行ってまいりました。

今後も、さまざまな機会を活用し、幅広いPR活動を続けてまいります。

なお、原発事故による損害賠償問題については、すでに請求の手続きが始まっておりますが、国の動向を注視しながら、風評被害を含めすべての農業者が救済されるよう、県やJA等出荷団体と連携を図り対応してまいります。

次に、水田農業について申し上げます。

今年度から本格実施となった「農業者戸別所得補償制度」を推進し、現在、申請者の取りまとめをしております。また、飼料用米の取組みは、現在170ヘクタールの申込みがあり、昨年に比べ約46ヘクタールの増となります。

また、津波の海水流入による水田の塩害については、農家の懸命な努力により復旧が進んでおりますが、現時点で作付けができない水田は約2.2ヘクタールとなっております。

今後も復旧に向け、地元土地改良区など関係機関と連携して農家の支援に取り組んでまいります。

次に、農業推進事業について申し上げます。

5月3日、4日の2日間に渡り「幽学の里で米作り交流事業」の田植えが行われ、延べ422名の方々が本市を訪れました。

都市との交流を目的として回を重ねてまいりました本事業の果たす役割を再認識するとともに、交流団体との絆が今後一層深まることを期待するものであります。

次に、畜産関係について申し上げます。

震災直後の3月13日、千葉市若葉区において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されましたので、本市においては直ちに養鶏等の関係農家へ飼養衛生管理、消毒の徹底を周知するため消石灰や消毒液等の配布を行いました。

今後も関係機関と連携を密に図り、法定伝染病等から本市の畜産業を守るために防疫体制を整えてまいります。

次に、土地改良事業について申し上げます。

飯岡西部地区の基盤整備については、県営事業として海匠農業事務所が事業主体となり事業実施されていますが、拠点となる工区事務所が地区内に設置され、今後、地区界確認・測量に入り、年内には換地原案を確定し、年明けには、区画整理工事を一部着手する予定であり、市としても地元工区、県事務所と連携を図り事業を推進してまいります。

次に、水産業について申し上げます。

震災により飯岡漁港の施設や船舶に大きな被害を受け、現在、復旧に向けて、国等の支援を受け各種工事を進めております。

今後も、県並びに海匠漁業協同組合と連携して、復旧・復興に全力を尽くしてまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続く中で、震災にみまわれ、全体的に消費を控える傾向もあり、さらに厳しい状況にあるものと考えております。

被害を受けた中小企業者に対する支援策としては、千葉県制度融資セーフティネット資金（災害緊急対策）に市も追加の利子補給を行うことといたしました。

また、旭市商業振興連合会では、既存商店会等の振興策として、プレミアム付き共通商品券の発行事業に取り組んでおり、本年度も1万2,000セット、総額1億3,200万円分を販売いたします。発売日は7月3日、4日を予定しており、消費刺激と利用者の利便を考慮し、使用期間を1年の期限付きとしております。

市としても、これらの施策に対して商店街等の活性化が図られるよう、引き続き支援してまいります。

次に、観光について申し上げます。

例年実施をしておりました「袋公園桜まつり」、「長熊釣堀センター春のヘラ鮎釣り大会」、夏季観光では「飯岡海水浴場」、「矢指ヶ浦海水浴場」については会場の安全確保ができないことから、また、「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」、「サマーフェスタイン矢指ヶ浦」、「あさひ砂の彫刻美術展」は、震災の影響を念頭に関係機関と協議のう

え、中止とさせていただきます。

しかしながら、「七夕市民まつり」については、震災から一日も早い復旧・復興を願い、「のぼる旭 祈りをこめて」をスローガンに、例年どおり開催する予定でありまして、「旭市七夕市民まつり実行委員会」を中心に検討を重ねているところであります。より多くの市民の皆様に参加をいただき、大勢の観光客の皆様においでをいただきたいと思っております。

また、食彩の宿いおか荘については、震災による被害が甚大であり、復旧に多額の費用がかかることから、しばらくの間営業を休止し、市民、議会等の御意見を伺いながら、当該地域の復興の中でどうあるべきかを検討してまいりたいと思っております。

次に、労政について申し上げます。

4月8日、飯岡支所において、震災により被災された市民のための労働相談会が、ハローワーク銚子及び銚子労働基準監督署等の主催により開催されました。

相談内容については、就職の相談、雇用保険、賃金の未払いや労働災害に関する相談、従業員の雇用維持のための助成金などの相談が行われました。

今後とも、ハローワーク等と連携して、被災者の支援及び雇用の充実を図ってまいります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

このたびの震災により、道路や河川護岸等の施設において多大な被害を受けました。

今後の市民生活において、安全・安心な生活を取り戻すためには、幹線道路や市民生活に密着した生活道路等の施設を早急に復旧する必要があります。

このため、国に対して災害復旧に対する技術的な支援を受けるべく「緊急災害対策派遣隊」の派遣を要請し、円滑・迅速に復旧できるよう努めているところであります。

次に、都市計画について申し上げます。

都市計画の見直しについては、今回の震災により現時点での進展はありませんが、今後の復興を見据えた、災害に強いまちづくりを進めるためにも、都市計画は重要な施策の一つと考えております。

今後とも、国・県等との調整を図りながら、機会を捉え住民説明会等を開催するなど、地域の皆様との合意形成に努めてまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

文化の杜公園については、平成22年度予算を繰り越す中、早期完成を目指して整備を進めているところであります。

また、袋公園・川口沼親水公園及びあさひ健康パークの3公園、県立九十九里自然公園内の公衆トイレ3か所と文化の杜公園内で施工中のトイレ1か所が、それぞれ震災により被害を受けたことから、現在、早期復旧に向けて準備を進めているところであります。

次に、住宅対策について申し上げます。

今回の震災により、住宅に被害を受けた方々の住宅再建等を支援するため、金融機関から資金融資を受けた場合における利子の一部を補助する「被災者住宅再建資金利子補給制度」を創設することとし、今議会に関連する補正予算を提案したところであります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道の供用区域については、認可区域の約83パーセントにあたる167.6ヘクタールの区域で使用が可能となり、現在、対象世帯2,185世帯のうち1,365世帯で使用され、日量約1,300立方メートルの汚水を適正に処理しております。

また、面整備工事については、本年度はイ（網戸）地先旭中央病院北側周辺で病院進入路西側16.9ヘクタールの整備を予定しており、地元説明会を開催するなど早期に発注できるよう準備を進めているところであります。

次に、病院事業について申し上げます。

新本館については、予定どおり機器の移転や引越し作業が終了し、5月初旬から新本館での診療を開始することができました。機能を一新した新本館は、耐震化が図られ、救命救急、災害拠点、高度先進医療、教育研修等の役割を担った基幹病院として機能が強化されました。

診療面では、地域医療再生計画に基づく特例病床33床の増床、救急センターの機能的な配置、血管内治療用のハイブリッド手術室の新設、外来化学療法室、最新MRI等、先進医療機器の導入などにより、さらに充実した地域医療が実践できるようになりました。

今後も市民病院として、また地域の中核病院として、これまで以上に良質で安全な医療を提供してまいります。

また、香取海匝地域医療再生計画に基づき、地域医療支援センターが設置されたところであり、引き続き各自治体病院への医師の派遣や医師・看護師等への研修等、地域の医療再生に向けた取組みを行ってまいります。

なお、5月26日に全国自治体病院開設者協議会及び全国自治体病院協議会による平成23年度自治体立優良病院として旭中央病院が表彰されましたのでご報告いたします。これは、健全経営をしながら地域医療へ貢献してきたことが高く評価されたものです。

最後に、子ども議会について申し上げます。

7月26日に市内小中学校20校の児童生徒を対象に子ども議会を開催することといたしました。

現在、小学校から16名、中学校から6名、合計22名の子ども議員の参加を予定しているところであり、地方自治制度や議会制度などを実際の議場で体験することにより、市の行政運営について少しでも理解を深めてもらえたらと考えております。

当日は、子どもの視点での市政に対する率直な意見が出てくることを期待するものであり、実りある議論が展開できることを楽しみにしております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（林 一哉） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,800万円を追加し、予算の総額を306億9,200万円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、後ほど別のところでご説明いたします。

2ページから3ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたしまして、内容は事項別明細書でご説明申し上げます。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正です。

東日本大震災により被災された方に対する住宅再建のための利子補給を実施するため、表に記載のとおり追加するものでございます。

次に、歳入について、順を追ってご説明いたしますが、事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

7ページになります。

13款2項7目災害復旧費国庫補助金7,957万5,000円の追加は、3節その他公共・公用施設災害復旧費国庫補助金の説明欄に記載してあります各種の災害復旧費補助金を計上するものでございます。

14款2項2目衛生費県補助金750万円の追加は、説明欄1番の被災地浄化槽復旧支援事業費補助金を新規に計上するものです。

3目労働費県補助金486万円の追加は、説明欄1番の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金を計上するものでございます。

4目農林水産業費県補助金201万円の追加は、説明欄に記載してあります補助金・交付金を新規に計上するものです。

6目土木費県補助金4億3,866万6,000円の追加は、説明欄に記載してありますとおりの補助金について計上するものでございます。

8ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金9,538万9,000円は、今回の補正財源として追加するものでございます。

以上で、歳入の説明は終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9ページになります。

2款1項1目一般管理費598万5,000円の追加は、東日本大震災で被災した消防飯岡分署を飯岡支所内へ移設するための工事費でございます。

8目電子計算費2,767万8,000円の追加は、震災で損傷した電柱から光ケーブルを移設する工事等を行うものでございます。

4款1項4目環境衛生費1,500万円の追加は、震災で被害を受けた浄化槽の復旧費用の一部を助成するものでございます。

6款1項3目農業振興費の説明欄1番、飼料用米等流通加速化事業71万円の追加は、飼料用米等の流通や低コスト化を図るための施設整備費の一部を補助するもので、全額県費で行います。

10ページになります。

説明欄 2 番、環境にやさしい農業推進事業260万円の追加は、農業振興地域内の農地で無農薬・無化学肥料栽培に取り組む農家等に対し、費用の一部を助成するものでございます。

8 款 4 項 2 目住宅建設支援費の説明欄 1 番、被災者住宅再建支援事業 4 億2,825万円の追加は、液状化等に伴う住宅の解体や地盤復旧費用などの一部を助成するもので、これも全額県費で行うものでございます。

説明欄 2 番、被災者住宅再建資金利子補給事業2,083万4,000円の追加は、震災による住宅の建て替えや補修のため、必要な資金を借り入れた場合に、利子の一部を助成するものでございます。

10 款 4 項 1 目社会教育総務費486万円の追加は、文化財及び関連資料の整理・台帳作成について、全額県費で行うものでございます。

11ページになります。

11 款 5 項 1 目その他公共・公用施設災害復旧費の説明欄 1 番、商工観光施設災害復旧費728万円の追加は、被災した公衆トイレや砂防フェンスの復旧工事などを行うものでございます。

説明欄 2 番、消防施設災害復旧費 1 億1,480万3,000円の追加は、12ページになりますが、被災した消防庫の改築、それから、消防団車両の購入などを行うものでございます。

以上で、議案第 1 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 9 号、専決処分の承認につきまして、補足説明を申し上げます。

平成23年度旭市一般会計補正予算の第 1 号でございます。

この専決処分をした補正でございますが、東日本大震災に伴う公共施設等の災害復旧と被災者支援事業及び災害廃棄物の処理等を早急に行うため 5 月 6 日に専決処分をしたものです。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32億1,400万円を追加し、予算の総額を300億6,400万円としたものでございます。

第 2 条、債務負担行為の補正と第 3 条、地方債の補正については、後ほど別のところで説明いたします。

それから、2 ページから 3 ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、この内容につきましては、以降の事項別明細書により説明いたします。

4 ページになります。

第2表、債務負担行為の補正です。

今回の東日本大震災により被災された農漁業者や、中小企業に対する低利融資のための利子補給を実施するため、表に記載のとおり追加するものでございます。

5ページになります。

第3表、地方債の補正です。

東日本大震災の復旧費等に充てるため、総額16億1,090万円を追加するものです。

次に、歳入について、順を追ってご説明いたします。

9ページになります。

13款1項2目災害復旧費国庫負担金1億754万7,000円の追加は、1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金の説明欄1番の道路橋梁災害復旧費負担金とそれから2節文教施設災害復旧費国庫負担金の説明欄1番、公立学校施設災害復旧費負担金を新規に計上したものでございます。

2項3目衛生費国庫補助金10億20万円の追加は、説明欄1番の災害廃棄物処理事業費補助金を新規に計上いたしました。

7目災害復旧費国庫補助金2億1,875万3,000円の追加は、1節厚生労働施設災害復旧費国庫補助金から3節その他公共・公用施設災害復旧費国庫補助金の説明欄に記載してありますとおり、各種の災害復旧費補助金を計上したものでございます。

10ページになります。

14款2項4目農林水産業費県補助金260万3,000円の追加は、説明欄1番の東日本大震災対策資金利子補給事業費補助金を新規に計上したことによるものです。

9目災害復旧費県補助金1億2,749万7,000円の追加は、1節厚生労働施設災害復旧費県補助金から3節文教施設災害復旧費県補助金の説明欄に記載してありますとおり、各種の災害復旧費補助金を計上したものでございます。

16款1項寄附金、これは11ページの合計の欄にございますが、220万3,000円でございます。この追加は、1目一般寄附金から6目教育費寄附金の説明欄に記載してあります篤志寄附金を計上したものでございます。

11ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金1億4,429万7,000円の追加は、この補正財源として追加したものでございます。

20款1項1目衛生債10億20万円の追加と7目災害復旧債6億1,070万円の新規計上は、今

回の補正財源として計上するものです。

以上で歳入の説明は終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

13ページになります。

2款1項10目地域振興費2,800万円の追加は、東日本大震災で被災した地区集会施設の改築・修繕を行うためのものでございます。

4款2項2目塵芥処理費20億40万円の追加は、東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理を行うものでございます。

6款1項3目農業振興費の説明欄1番、園芸用廃プラスチック処理対策事業17万5,000円の追加は、被災したビニールハウス等の処理に支援を行うものでございます。

説明欄2番、農水産業災害復旧資金利子補給事業688万2,000円の追加は、東日本大震災並びに福島第一原子力発電所の事故に伴い、野菜の出荷制限や風評被害等を受けた農漁業者が活用する制度資金について、市が利子の一部を助成するものでございます。

14ページになります。

7款1項2目商工振興費の説明欄1番、商工業災害復旧資金利子補給事業975万円の追加は、被災した中小企業者が県制度融資セーフティネット資金を使用する場合に、市が利子の一部を助成するものでございます。

10款1項2目事務局費の説明欄1番、被災児童生徒就学援助費793万2,000円の追加は、被災したことにより就学困難となった児童生徒の保護者に対し、援助を行うものでございます。

15ページになります。

11款1項1目民生施設災害復旧費1億5,750万円の追加は、被災した日の出保育所の改修工事を行うものです。

2目衛生施設災害復旧費2億1,000万円の追加は、被災した萩園生活排水処理施設の復旧工事を行うものです。

2項2目農業用施設災害復旧費1億520万円の追加は、被災した農地及び農業用・園芸用施設の復旧工事に対し補助金を交付するものです。

なお、園芸用施設については、全額県補助金で行います。

16ページをお願いいたします。

3項1目道路橋梁災害復旧費3億1,014万3,000円の追加は、被災した道路・橋梁等の復旧工事を行うものです。

2目都市計画施設災害復旧費1億2,348万円の追加は、被災した公園施設の復旧工事を行うものです。

3目公営住宅災害復旧費248万4,000円の追加は、被災した市営住宅の復旧工事の費用でございます。

17ページになります。

4項1目公立学校施設災害復旧費の説明欄1番、公立学校施設災害復旧費5,665万5,000円の追加は、被災した滝郷小学校・古城小学校・干潟中学校・飯岡中学校の復旧工事を行うものです。

説明欄2番の公立学校設備災害復旧費156万7,000円の追加は、被災した教育用備品を購入するものです。

2目社会教育施設災害復旧費2,230万2,000円の追加は、被災したいいおかユートピアセンター・旧林家住宅などの復旧工事を行うものです。

18ページになります。

5項1目その他公共・公用施設災害復旧費の説明欄1番の庁舎等災害復旧費1,069万円の追加は、被災した干潟支所・萬歳地区多目的センター・農村環境改善センターの復旧工事を行うものです。

説明欄2番の商工観光施設災害復旧費4,788万1,000円の追加は、被災した矢指ヶ浦海水浴場・飯岡海岸施設・長熊スポーツ公園及び釣堀センターの復旧工事などを行うものです。

説明欄3番の消防施設災害復旧費6,218万1,000円の追加は、被災した防火水槽の補修工事・消防署のポンプ自動車・消防団用の消防防災用備品の購入などを行うものです。

19ページをお願いいたします。

説明欄4番の防災施設災害復旧費5,077万8,000円の追加は、被災した防災行政無線屋外子局の修繕や個別受信機の購入などを行うものです。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 神原房雄 登壇）

○総務課長（神原房雄） それでは、議案第2号から第7号までの補足説明をいたします。

議案第2号につきましては、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてであります。

県営富浦地区土地改良事業において、土地改良法に基づく換地処分を行うに当たり、同地区の農地に係る字の区域及び名称の変更が必要であるため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、資料としまして位置図、見取図及び新旧対照表をお配りしてございますので、参考としていただきたいと思います。

次に、議案第3号は、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでございます。

現職の辞職の申し出に伴い、後任を選任するにあたり、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員に選任したい方は、旭市飯岡2471番地4にお住まいの佐藤一則氏、昭和30年5月2日生まれの方で、本年6月1日から本市の税務課長の職にあり、固定資産評価員として適任の方です。

なお、佐藤氏は、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えます。

議案第4号から第6号までは、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

現委員の任期が本年8月18日に満了となるため、後任を選任するにあたり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第4号により選任したい方は、旭市口の1240番地にお住まいの高根雅人氏、昭和40年10月17日生まれの方でございます。高根氏は3期目の選任となります。

議案第5号により選任したい方は、旭市後草1893番地にお住まいの平野浩氏、昭和21年1月29日生まれの方です。

議案第6号により選任したい方は、旭市三川3461番地にお住まいの嶋田一豊氏、昭和28年9月6日生まれの方です。

なお、3氏とも、地方税法に規定する兼業の禁止及び欠格事項並びに地方自治法に規定する兼業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

次に、議案第7号でございます。第7号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

現委員1名の任期が本年8月18日に満了となるため、後任を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回任命したい方は、旭市高生1548番地にお住まいの小倉和也氏、昭和46年11月29日生まれの方で、同法に規定する保護者からの任命となります。

なお、小倉氏は、同法に規定する欠格事項及び兼職の禁止並びに地方自治法に規定する兼業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第8号、議案第10号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 小長谷 博 登壇）

○水道課長（小長谷 博） それでは、議案第8号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

東日本大震災により被害を受けた水道施設の復旧工事を行うため、平成22年度旭市水道事業会計の第2号補正について、平成23年3月24日に専決処分をしましたので、補正の内容についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

第1条は、当会計の補正第2号を行う旨の規定です。

第2条では、収益的収入及び支出の補正額を記載してあります。内容につきましては、2ページの実施計画でご説明させていただきます。

第3条は、企業債でありまして、災害復旧事業に要する資金として8,200万円を借り入れ、起債の限度額を追加するものです。

なお、この起債につきましては、戻りまして第2条の2段目のなお書きで表示してございます。

次は、2ページをご覧ください。

平成22年度旭市水道事業会計補正予算実施計画であります。

収益的支出の部であります。1款水道事業費用は、既決予定額14億5,467万5,000円に8,200万円を増額し、補正後の予定額を15億3,667万5,000円とするものです。

この内訳は、3項2目臨時損失ですが、被害を受けた水道管の応急仮設配管工事費や水道管修繕費、修繕材料費等であります。

次に、3ページの平成22年度旭市水道事業会計補正予算資金計画ですが、臨時損失額の財源として、先ほどご説明いたしましたとおり同額の借り入れを行う予定ですので、資金の補正はございません。

次に、4ページから6ページまでは平成22年度末の予定貸借対照表です。

以上で、議案第8号についての補足説明を終了させていただきます。

次に、議案第10号、専決処分についての補足説明を申し上げます。

東日本大震災により被害を受けた水道施設の復旧工事を行うため、平成23年度旭市水道事業会計の第1号補正について、平成23年5月10日に専決処分をいたしましたので、補正の内容についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、当会計の補正第1号を行う旨の規定です。

第2条では、収益的収入及び支出を、第3条では、資本的収入及び支出のそれぞれ補正額を記載してあります。

内容につきましては、3ページの実施計画でご説明させていただきます。

次は、2ページをご覧ください。

4行目になりますが、第4条は企業債でありまして、災害復旧事業に要する資金として8,270万円を借り入れ、起債の限度額を追加するものです。この企業債につきましては、1ページの第2条2段目のなお書きで示しました1,770万円と次に3ページでご説明しますが、資本的収入の企業債6,500万円の合計額となっております。

第5条は、水道管修繕材料のたな卸し購入限度額の変更であります。

次は、3ページをご覧ください。

平成23年度旭市水道事業会計補正予算実施計画であります。

収益的収入の部であります。1款水道事業収益は、既決予定額16億31万1,000円に1,770万9,000円を増額し、補正後の予定額を16億1,802万円とするものです。

この内訳は、2項3目補助金の増額ですが、平成22年度及び平成23年度の災害臨時損失に係る国庫補助金を補助率2分の1と見込み、予定したものであります。

次に、支出であります。1款水道事業費用は、既決予定額14億7,531万4,000円に1,200万円を増額し、補正後の予定額を14億8,731万4,000円とするものです。

この内訳は、3項2目臨時損失ですが、被害を受けた水道施設の漏水調査委託費や水道管、空気弁、配水池修繕費等であります。

次に、資本的収入及び支出の補正についてご説明申し上げます。

収入の部ですが、1款資本的収入は、既決予定額1億4,121万7,000円に1億3,008万円を増額し、補正後の予定額を2億7,129万7,000円とするものです。

この内訳ですが、1項1目企業債6,500万円、5項1目補助金6,508万円の増額は、災害復旧のための建設改良費に係る企業債及び国庫補助金であり、それぞれの事業費の2分の1を予定しました。

次に、支出の部ですが、1款資本的支出は、既決予定額5億9,365万2,000円に1億3,016万1,000円を増額し、補正後の予定額を7億2,381万3,000円とするものです。

この内訳は、1項2目改良工事費ですが、災害復旧に係る水道管布設替工事費であります。

次に、4ページをお開きください。

平成23年度旭市水道事業会計補正予算資金計画ですが、一番右側の下になりますが、年度末の差し引き現金残高を5億3,026万8,000円と予定するものです。

次に、5ページから7ページまでは、平成23年度末の予定貸借対照表です。

以上で、議案第10号についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、議案第12号、議案第13号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） 議案第11号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

本案件は、東日本大震災の被災者に対する市民税等の減免の特例に関する条例について、去る5月17日に専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

条文の順に沿って説明をいたします。

第1条は、条例の趣旨についてでありまして、東日本大震災の被災者に対し、支援策の一環として平成23年度に課す当該年度分の市民税、固定資産税、都市計画税について減免を行

うものです。

第2条は、市民税の減免についてです。

第1項は、人的被害に対する減免でありまして、震災により死亡した場合、生活保護となった場合は全部を、障害者となった場合は10分の9を減免するものであります。

第2項は、経済的被害に対する減免でありまして、被災者が所有し、かつ居住する住宅が被災により一定の損害を受けた場合に、その住宅の所有者及びその家族に対し減免を行うものです。要件は、損害の程度が平成21年6月に内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、市が実施した被害状況調査の判定結果により、全壊、大規模半壊、半壊であるもので、かつ被災住宅の所有者及びその家族の平成22年の所得金額の合計が1,000万円以下である場合、減免と対象とするものです。

減免の割合については、損害の程度と世帯の所得に応じて区分し、全壊の世帯にあつては、その世帯の合計所得金額が500万円以下である場合は全部を、500万円を超え750万円以下である場合は2分の1を、750万円を超え1,000万円以下である場合は4分の1を、また大規模半壊、半壊の世帯にあつては、全壊世帯のそれぞれ2分の1を軽減、免除するものであります。

第3条は、固定資産税、都市計画税の減免についてでありまして、震災による損害に応じ減免を行うものであります。

第1項は、土地に対する減免でありまして、損害面積が10分の8以上である場合は全部を、10分の6以上10分の8未満である場合は10分の8を、10分の4以上10分の6未満である場合は10分の6を、10分の2以上10分の4未満である場合は10分の4をそれぞれ軽減、免除するものであります。

第2項は、家屋に対する減免でありまして、全壊の場合または取り壊した場合は全部を、大規模半壊の場合は10分の6を、半壊の場合は10分の4をそれぞれ軽減、免除するものであります。

なお、家屋の損害の程度の判定は、国の認定基準運用指針に準じ行うものであります。

第3項は、償却資産に対する減免でありまして、流失、廃棄、修理不能の場合は全部を、修理費が取得価格の60%以上の場合は10分の8を、修理費が取得価格の40%以上60%未満の場合は10分の6を、修理費が取得価格の20%以上40%未満の場合は10分の4をそれぞれ軽減、免除するものであります。

第4条は、減免申請についてでありまして、第1項は、申請書の提出について規定すると

ともに、旭市税条例等により減免申請は、納期限の7日前に提出しなければならないことになっていますが、被災者の実情を考慮し、申請期限を適用しないこととするものであります。

第2項は、減免事由について市が把握している場合は、被災者の申請の煩わしさを解消するため、職権により減免できることとしたものであります。

第5条は、不正行為による減免の取り消しについてであります。

最後に附則ですが、この条例は公布の日から施行することとしました。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号の補足説明をさせていただきます。

本案件は、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例について、去る5月17日に専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

条文の順に沿ってご説明いたします。

第1条は、条例の趣旨でありまして、東日本大震災の被災者に対し、支援策の一環として平成23年度に課す当該年度分の国民健康保険税について減免を行うものであります。

第2条は、国民健康保険税の減免についてであります。

第1項は、人的被害に対する減免でありまして、国民健康保険税の納税義務者または世帯員が震災により障害者となった場合は、税額の10分の9を減免するものであります。

第2項は、経済的被害に対する減免でありまして、納税義務者が所有し、かつ居住する住宅が震災により一定の損害を受けた場合に、その住宅の所有者及びその家族に対し減免を行うもので、要件は損害の程度が国の基準であります「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき市が実施した被害状況調査の判定結果により、全壊、大規模半壊、半壊であるもので、かつ被災住宅の所有者及びその家族、擬制世帯主も含みます、平成22年の所得金額の合計が1,000万円以下である場合、減免の対象とするものであります。

減免の割合については、損害の程度と世帯の所得に応じ区分し、全壊の世帯にあつては、その世帯の合計金額が500万円以下である場合は全部を、500万円を超え750万円以下である場合は2分の1を、750万円を超え1,000万円以下である場合は4分の1を、また、大規模半壊、半壊の世帯にあつては、全壊世帯のそれぞれ2分の1を軽減、免除するものであります。

第3条は、減免申請についてでありまして、第1項は、申請書の提出について規定するとともに、旭市税条例等により減免申請は、納期限の7日前に提出しなければならないことになっていますが、被災者の実情を考慮し、申請期限を適用しないこととするものであります。

第2項は、減免事由について市が把握している場合は、被災者の申請の煩わしさを解消するため、職権により減免できることといたしました。

第4条は、不正行為による減免の取り消しについてであります。

最後に附則ですが、この条例は公布の日から施行することといたしました。

以上で、議案第12号の補足説明を終わりにいたします。

続きまして、議案第13号の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

本案件は、地方税法の改正に伴い、旭市税条例を改正し、去る5月17日に専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

今回の改正は、附則に第22条、第23条及び第24条の3条を加えるものであります。

それでは、条文の順に沿ってご説明いたします。

附則第22条第1項は、東日本大震災により受けた資産の損失金額については、平成22年に生じた損失金額として雑損控除の適用を受けることができるとしたものです。従来は、平成23年中の控除として平成24年に申告し、平成24年度の市民税に反映されるべきものであります。特例措置として1年前倒しし、控除の適用を受けることができることとしたものであります。

第2項は、平成24年以降において損失に係る支出をした場合も前項の特例措置を適用させるものであります。

第3項は、第1項の適用を受けた特例損失金額のうち、生計を一にする親族の損失金額については、平成23年度に生じなかったものとみなすものであります。

第4項は、平成24年以降において生計を一にする親族が受けた損失について支出をした場合についても、第1項の特例措置を適用させるものです。

第5項は、雑損控除の特例の適用を受けるに当たっては、市民税申告書または確定申告書に雑損控除の特例を受けようとする旨の記載が必要としています。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、特例を適用させることができるとしたものであります。

附則第23条は、東日本大震災により居住できなくなった住宅に対する住宅借入金等特別控除の適用期限の特例についてであります。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅が震災により居住できなくなった場合においても、残りの控除期間について引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされましたが、この条例においても適用期限の特例を設けるに当たり、対応する

箇所の読み替えを規定するものであります。

附則第24条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例についてです。住宅用地については、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置により、原則として課税標準が3分の1に軽減されますが、東日本大震災により滅失、損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地については、住宅用地とはいえないため、軽減措置が受けられないこととなりますが、地方税法附則第56条の特例措置により、平成24年度から平成33年度まで当該土地を住宅用地とみなして軽減措置を受けられることとなります。

第24条第1項は、この特例措置を受ける者がすべき申告について規定したものであります。

第2項は、地方税法附則第56条の特例措置の適用を受ける場合は、市税条例第74条の住宅用地の申告を必要としないとしたものであります。

第3項は、被災した共有名義の宅地に係る按分の申し出について規定したものであります。

第4項は、仮換地等に対応する従前の土地が被災した共有名義の宅地である場合においての固定資産税額の按分の申し出について規定したものです。

最後に附則ですが、附則第23条については平成24年1月1日から施行し、それ以外については公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第14号、専決処分承認について、補足説明を申し上げます。

本案件は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、去る5月17日に専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

この改正は、東日本大震災の被災者に係る介護保険料を減免するに当たり、その取り扱いについて所要の改正を行ったものであります。

改正の内容は、保険料の減免申請の申請期限を延長するものでありまして、特別徴収及び普通徴収の方の減免申請の申請期限を延長して、平成23年6月30日までとするものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、病院事務部長、登壇してください。

(病院事務部長 渡辺清一 登壇)

○病院事務部長（渡辺清一） 議案第15号の旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明をいたします。

地域医療再生計画によりまして、33床の増床が国の同意が得られまして、その使用について平成23年3月31日に千葉県知事から許可されたところでございます。

これにより一般病床がこれまでの730床から763床に変更となりますが、本館移転後の5月から病床を使用できるよう設置条例の改正について専決処分のお願いをしたところでございます。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長（加瀬正彦） 報告第1号、報告第2号について、ご説明申し上げます。

報告第1号は、平成22年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

本計算書は、平成22年度において繰越明許費として設定した事業について、翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、報告するものでございます。

繰り越した事業は、全部で31事業でございます。

報告の第1号の一覧表をご覧ください。

まず、2款1項総務管理費の庁舎改修事業は、国の平成22年度補正予算関連事業で、海上支所のエレベータ及び冷暖房機改修工事など4,000万円を繰り越したもので、事業の完了は23年の10月を予定しております。

3款1項社会福祉費の障害者福祉事務費は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、公共施設に障害者のための専用駐車場や案内看板を設置するための工事費500万円を繰り越したもので、事業完了は23年10月を予定しております。

3項児童福祉費の保育所運営費は、とみうら保育所の土地購入費585万6,000円について、土地改良事業の遅れにより、用地購入契約が年度内に締結できなかったことから繰り越したもので、平成24年3月の契約を予定しております。

また、同じ児童福祉費の保育所施設改修事業は、国の平成22年度補正予算関連事業で、施設改修工事費など4,500万円を繰り越したもので、事業の完了は23年10月を予定しております。

5項災害救助費の東北地方太平洋沖地震災害救助費は、今回の震災に伴う災害救助費28億834万7,000円を繰り越したものです。

4款1項保健衛生費の保健衛生総務事務費は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、旭市保健センターのトイレ改修工事費700万円を繰り越したもので、この事業完了は23年10月を予定しております。

6款2項林業費の保安林植栽事業は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、飯岡萩園地先海岸への防風柵設置工事費1,700万円を繰り越したもので、事業完了は23年12月を予定しております。

7款1項商工費の消費者保護対策事業は、これも同じく補正予算関連事業で、消費者啓発用備品購入費など50万円を繰り越したもので、事業の完了は23年10月を予定しております。

8款2項道路橋梁費の道路維持補修事業は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、維持補修工事費8,000万円を繰り越したものです。これの事業完了は、平成24年3月を予定しております。

次に、蛇園南地区流末排水整備事業は、調査・測量委託料、工事費など1億3,459万7,000円について、関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は23年10月を予定しております。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、跨線部の委託料、工事費など3億7,223万2,000円について、JRとの協議に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は平成24年3月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、調査・設計委託料、工事費、用地購入費など1億9,369万8,000円について、関係機関との協議に不測の日数を要したため、繰り越したもので、事業の完了は平成24年3月を予定しております。

次の南堀之内バイパス整備事業は、用地購入費、補償金など3,675万5,000円について、関係者との交渉に日数を要しているため繰り越したもので、事業の完了は平成23年9月を予定しております。

3項都市計画費の街路整備事業、谷丁場遊正線ですけれども、道路新設工事費1億2,151万4,000円について、JRとの協議に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業完了

は平成23年12月を予定しております。

次の旭駅前広場等整備事業、国の平成22年度補正予算関連事業で、駅前広場へのモニュメント設置工事費など2,200万円を繰り越したもので、事業の完了は平成23年9月を予定しております。

次の公園維持管理費は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、公園改修工事費2,500万円を繰り越したもので、事業の完了は平成23年9月を予定しております。

次の文化の杜公園整備事業は、工事費2億8,149万円について、本工事に関連する仮設工事などに不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は平成23年9月を予定しております。

10款1項教育総務費の学校図書購入事業は、国の平成22年度補正予算関連事業で、図書購入費2,200万円を繰り越したもので、事業の完了は平成23年10月を予定しております。

2項小学校費の小学校施設改修事業は、富浦小学校用地購入費2,600万3,000円について、土地改良事業の遅れにより、用地購入契約が年度内に締結できなかったことから繰り越したもので、平成24年3月の契約を予定しております。

同じ小学校費の矢指小学校改築事業は、設計・監理委託料、校舎等改修工事費など5億9,832万2,000円について、工事施工に伴う諸問題について、近隣住民との調整に不測の日数を要し、工期内の事業完了が困難となったため繰り越したもので、事業の完了は平成24年1月を予定しております。

次の2ページ、裏になります。

3項中学校費の第一中学校改築事業は、設計・監理委託料、屋内運動場改築工事費など5,872万5,000円について、建築確認申請等の手続きにおいて、関係機関との協議及び審査に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は平成23年6月を予定しております。

4項社会教育費の生涯学習施設改修事業は、国の平成22年度補正予算関連事業で、いいおかユートピアセンターエレベーター設置工事費及び海上キャンプ場改修工事費など6,100万円を繰り越したもので、事業の完了は平成23年10月を予定しております。

また、同じ社会教育費の図書館活動費は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、図書館整理業務委託料、図書購入費など2,300万円を繰り越したもので、事業の完了は平成23年10月を予定しております。

5項保健体育費の社会体育施設改修事業は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、飯岡体育館改修工事費1,500万円を繰り越したもので、事業の完了は平成23年10月を予定し

ております。

同じ保健体育費の学校給食センター統合改築事業は、設計業務委託料787万5,000円について、建築確認の審査に不測の日数を要したため繰り越したもので、審査は5月に終了しております。

11款1項厚生労働施設災害復旧費の衛生施設災害復旧費から4項文教施設災害復旧費の保健体育施設災害復旧費までは、今回の震災により被災した道路及び各施設の復旧工事費を繰り越したものです。

以上で、報告第1号の説明は終わります。

続いて、報告第2号になります。

平成22年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

本計算書は、一般会計の平成22年度予算の事業について、翌年度へ事故繰越ししたもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

2款1項総務管理費の広域情報ネットワーク運用事業は、道路工事に伴う支障電柱の移設工事費250万9,500円について、震災の影響により地権者との調整が遅れているため繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

6款1項農業費の農水産物直売施設整備事業は、道の駅等設置基本調査業務委託料388万5,000円について、震災に影響により設置推進委員会等を開催できなかったことから繰り越したもので、事業の完了は6月28日を予定しております。

3項水産業費のみなど公園管理費は、植栽工事費など172万7,250円について、震災の影響により工事实施が困難となったため繰り越したもので、事業の完了は24年3月を予定しております。

8款2項道路橋梁費の道路維持補修事業は、舗装改修工事費689万8,500円について、震災に伴う復旧作業を優先させたことにより繰り越したもので、事業は4月に完了しております。

同じ道路橋梁費の道路新設改良事業の工事費3,785万6,000円についても、同様の理由により繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

また、同じ道路橋梁費の橋梁維持補修事業は、橋梁改修工事費3,195万6,800円について、震災の影響により使用材料の納入が困難となったことから繰り越したもので、事業の完了は8月を予定しております。

3項都市計画費の袋公園整備事業は、公園整備工事費451万5,000円について、震災の影響により工事实施が困難となったため繰り越したもので、事業は5月に完了しております。

10款2項小学校費の小学校教育振興費は、社会科副読本印刷製本代513万8,700円について、震災の影響により年度内の事業完了が困難となったため繰り越したもので、事業は5月に完了しております。

4項社会教育費の文化振興事業は、印刷製本費12万7,995円について、震災の影響により年度内の事業完了が困難となったため繰り越したもので、事業は5月に完了しております。

同じ社会教育費の大原幽学遺跡、これは旧宅の半解体修理事業ですけれども、修理工事費など522万3,600円について、震災の影響により使用材料の納入が困難となったことから繰り越したもので、事業は4月に完了しております。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 増田富雄 登壇）

○下水道課長（増田富雄） 報告第3号、平成22年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

本計算書は、下水道事業特別会計において平成22年度3月補正により、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越した事業は、2款2項工事費の下水道建設事業で、処理場及びポンプ場等整備委託料1億5,859万円を工事期間の延長により繰り越したもので、事業の完了は23年9月30日を予定しております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 下水道課長の説明は終わりました。

報告第4号、報告第5号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 報告第4号及び報告第5号について、補足説明を申し上げます。

報告第4号については、旭市病院事業会計継続費繰越計算書についてでございます。

これは建設改良費であります再整備事業に係る既存棟LAN工事敷設工事費の22年度継続費予算額3,150万円を災害による仮移転部署の見直しを必要とし、全額を23年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、報告第5号でございます。

旭市病院事業予算繰越計算書についてでございます。

これは建設改良費であります再整備事業に係る器具及び備品購入費のうち11億6,187万8,760円を東日本大震災の影響により入荷が遅れたためによる繰り越しでございます。

開発費のうち5,722万5,000円は、新棟移転に合わせスケジュールを組み直したため、23年度へ繰り越しをするものであります。

続きまして、22年度経費であります修繕費のうち1,225万8,750円、広告料のうち94万5,000円、委託費のうち298万2,420円を23年度へ繰り越しをするものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の説明は終わりました。

報告第6号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長兼国民宿舎支配人 横山秀喜 登壇）

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 報告第6号、旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告いたします。

初めに、平成22年度の事業報告及び決算について説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

まず、平成22年度の事業報告からご説明いたします。

旭市都市開発公社の平成22年度の事業は、1点目の総括事項に記載のとおり1事業で、旭市からの受託事業にかかわるものであります。

（1）は、都市計画公園5・5・1号旭文化の杜公園用地取得事業における所有地の3,105.46平方メートルすべてを処分し、当該事業にかかわる借入金全額を償還しました。

2点目の経理状況を申し上げます。

収益的収支については、収益合計で4,407万330円、費用合計は4,531万7,453円となり、当年度の純損失は124万7,123円となりました。

また、資本的収支ですが、収入については、平成22年度の決算額としてはございませんでした。資本的支出については、4,298万1,460円となりました。

2ページをお願いいたします。

3点目の行政官庁認可事項につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく手続きであります。

4点目は、理事会に関する事項を記載したものであります。

続いて、3ページから5ページにかけては、決算報告書となります。先ほど経理状況で触

れましたが、収益的収入及び支出並びに資本的支出の明細となりますので、後ほどご確認いただきたいと思ひます。

次に、6ページをお願いいたします。

平成22年度の損益計算書であります。

7ページをお願いいたします。

平成23年3月31日現在の貸借対照表であります。

資産の部は、流動資産で5億4,200万5円、固定資産で76万1,872円、合計5億4,276万1,877円となりました。

次に、7ページから8ページにかけての負債の部につきましては、固定負債で4億2,585万5,976円。

次に、資本の部につきましては、資本金は旭市の全額出資で500万円。準備金といたしましては、特別積立金で6,715万3,943円、前期繰越準備金で4,599万9,081円、当期の純損失額は124万7,123円で、資本合計1億1,690万5,901円。負債及び資本の合計は5億4,276万1,877円となりました。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページから10ページにかけましては、平成22年度のキャッシュフロー計算書であります。

次に、11ページをお願いいたします。

平成23年3月31日現在の財産目録でございます。

次の12ページから21ページは、決算資料の明細でございますので、ご参照いただきたいと思ひます。

次に、少し飛びますが、23ページをお願いいたします。

平成23年度の前算及び資金計画についてご説明申し上げます。

平成23年度は、旭市からの受託事業の依頼についてはありませんでしたので、公社としての事業計画についてはございません。

23ページをお願いいたします。

平成23年度の前算でございます。

第2条、収益的収入及び支出から説明いたします。

収入のうち、1款事業収益については、1項補助金等収益として、旭市からの運営費の補助金で100万円を予定しました。

2款事業外収益は3万2,000円を予定し、収入合計を103万2,000円といたしました。

支出につきましては、1款1項販売費及び一般管理費として305万9,000円を予定しました。明細については、24ページから25ページの収益的収入及び支出予算明細書に記載してございます。後ほどご確認いただきたいと思います。

続きまして、第3条ですが、長期借入金の限度額を、第4条は、支出予算の流用について定めております。

少し飛びまして、26ページをお願いします。

予定損益計算書でございます。

表の右側になりますが、収益合計103万2,000円に対しまして、左側の費用合計は305万9,000円となり、差し引き202万7,000円の当期純損失が予定されます。

次は、27ページになりますが、平成23年度の予定貸借対照表であります。

左側、資産の部は、1、流動資産として現金及び預金と公有用地、代替地を合わせますと5億4,075万4,000円、2の固定資産を合わせて、資産合計を5億4,117万6,000円と予定しました。

右側、負債及び資本の部は、2の固定負債、長期借入金で4億2,585万6,000円、3の資本金は、基本財産で500万円、4の準備金は、特別積立金が6,715万4,000円、前期繰越準備金4,519万3,000円、当期純損失を202万7,000円と見込み、負債及び資本の合計を5億4,117万6,000円と予定しました。

最後に28ページをお願いします。

平成23年度の資金計画であります。

受入資金を1億710万円、支払資金は305万9,000円を予定し、差し引き1億404万1,000円を翌年度に繰り越す予定であります。

以上で、報告第6号、旭市土地開発公社の事業経営状況の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 商工観光課長の説明は終わりました。

報告第7号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 渡辺輝明 登壇）

○社会福祉課長（渡辺輝明） 報告第7号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、ご報告いたします。

初めに、平成22年度の事業報告及び決算状況について申し上げます。

1ページをお開きください。

1、あさひ健康福祉センターの平成22年度の利用者総数は3万1,961人で、事業計画の2

万7,480人に対し4,481人、16.3%の増の利用をいただきました。

2、旭市蓼科高原山の家の運営につきましては、平成21年10月末をもって利用を終了し、平成22年度において山の家の解体工事を実施いたしました。

3、あさひパークゴルフ場の平成22年度の利用者総数は3万2,444人で、事業計画に比較して444人増の利用をいただきました。

なお、パークゴルフ場につきましては、震災により3月12日より休場いたしております。続いて、決算状況について申し上げます。

3ページをお願いいたします。

収入及び支出の決算額は、ともに8,506万5,797円となりました。

4ページをお願いいたします。

収入でございますが、1款健康福祉センター事業収益の収入済額は3,791万6,079円でございます。

1項営業収益790万1,746円は、利用料ほかでございます。

2項営業外収益1,022万324円は、高齢者筋力向上トレーニング事業受託収入ほかでございます。

3項市委託金1,979万4,009円は、健康福祉センターの指定管理委託料でございます。

2款山の家事業収益は17万2,630円で、山の家解体に伴う上水道積立金の清算金でございます。

3款パークゴルフ場事業収益は2,174万6,576円でございます。

1項営業収益は、利用料収入ほかで1,296万2,994円でございます。

3項市委託金878万2,730円は、パークゴルフ場の指定管理委託料でございます。

4款補助金2,287万4,512円は、派遣職員の人件費及び山の家解体工事に係る市からの補助でございます。

5ページをお願いいたします。

支出でございますが、1款総務費の支出済額960万9,908円は、市からの派遣職員の人件費でございます。

2款健康福祉センター事業費用の支出済額は3,917万2,079円でございます。

1項営業費用2,950万1,579円は、人件費及び施設の維持管理経費ほかでございます。

2項営業外費用967万500円は、健康増進トレーニング業務の委託料でございます。

3款山の家事業費用の支出済額は1,343万7,234円で、山の家解体工事費ほかでございます。

4款パークゴルフ場事業費用の支出済額2,284万6,576円は、臨時職員の給与費及びクラブハウス等の維持管理経費ほかでございます。

なお、収入支出の詳細につきましては、7ページから17ページまでの事項別明細書を後ほどご覧いただきたいと思っております。

6ページは、役職員に関する事項でございます。

飛びまして、18ページをお願いいたします。

施設別の平成22年度の月別利用状況ですが、3月の利用者数については、震災により減となっております。

19ページは、財産目録でございます。

運営財産につきましては、山の家解体工事に伴い、固定資産が減となっております。

続きまして、平成23年度の事業計画及び予算について申し上げます。

まず、事業計画から申し上げます。

21ページをお願いいたします。

1、あさひ健康福祉センター運営事業につきましては、被災者の方々を対象に5月末まで無料開放しておりましたが、6月から通常営業を行っております。高齢者の方々の健康の維持増進をはじめ地域社会の福祉増進が図れるような施設づくりに努め、年間利用者数を3万325人と見込みました。

2、あさひパークゴルフ場運営事業につきましては、現在休止しておりますが、再開後は健康増進はもとより、誰もが気軽に楽しめる施設として健全な事業運営に努め、年間の利用者数を3万2,000人と見込みました。

続きまして、平成23年度予算について申し上げます。

23ページをお願いいたします。

第1条は、総則です。

第2条で、予算総額を収入支出それぞれ8,174万3,000円とするもので、対前年度比1,411万2,000円の減となっておりますが、この主な要因としては、山の家解体工事費の減によるものです。

24ページをお願いします。

収入でございますが、1款健康福祉センター事業収益は4,571万6,000円で、対前年度比255万9,000円の増となっております。この主な要因としては、3項委託金において市からの指定管理委託料の増によるものでございます。

2款パークゴルフ場事業収益は2,485万3,000円で、対前年度比9,000円の減でございます。
1項営業収益1,126万3,000円は、利用料収入で、対前年度比129万9,000円の減となっております。

2項委託金1,359万円は、市からの指定管理委託料で、対前年度比129万円の増となっております。

3款補助金1,117万4,000円は、市派遣職員の人件費ほかで、市からの補助金でございます。支出について申し上げます。

25ページをお願いいたします。

1款総務費1,017万4,000円は、市からの派遣職員の人件費でございます。

2款健康福祉センター事業費用は4,571万6,000円で、前年度比130万3,000円の増となっております。その主な要因としては、1項営業費用における施設管理経費等の増によるものでございます。

3款山の家事業費用は、昨年度で山を家の解体工事が完了したため、今年度の予算計上はございません。

4款パークゴルフ場事業費用は2,485万3,000円で、対前年度比110万9,000円の減で、その主な要因は、コースの維持管理業務委託料の減によるものです。

収入支出の詳細につきましては、31ページから38ページまでの明細書を後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、報告第7号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況の報告を終わります。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長の説明は終わりました。

報告第8号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 神原房雄 登壇）

○総務課長（神原房雄） 報告第8号、専決処分の報告について、説明をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、本市では市の義務に属する損害賠償の額の決定等で100万円未満のものについては、市長において専決処分することと委任されております。

この専決処分については、同条第2項の規定により議会へ報告することとなっており、22年度に専決処分したものについて、今回一括して議会へ報告するものでございます。

それでは、案件ごとに説明をいたします。

案件1は、平成22年3月9日、市内ニ地先での市有自動車による掲示板の物損事故で、同年4月20日に専決をしております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、平成22年4月13日、市内蛇園地先道路上の穴に起因した自動車物損事故で、同年6月9日に専決をしております。

案件3は、平成22年4月20日、市内鎌数地先道路上での市有自動車の接触による自動車物損事故で、同年6月9日に専決をしております。

案件4は、平成22年6月14日、市内鎌数地先道路上の穴に起因した自動車物損事故で、同年7月21日に専決をしております。

案件5は、平成22年5月14日、市内口地先道路上の側溝に起因した人身事故で、同年7月22日に専決をしております。

案件6は、平成22年8月27日、市内イ地先道路上での草刈り作業中の自動車物損事故で、同年9月27日に専決をしております。

案件7は、平成22年10月12日、市内ニ地先での市有自動車の接触によるブロック塀の物損事故で、同年12月12日に専決をしております。

案件8は、平成22年10月16日、市内井戸野地先道路上の穴に起因した自動車物損事故で、同年12月6日に専決をしております。

案件9は、平成22年10月21日、市内松ヶ谷地先道路上の穴に起因した自動車物損事故で、同年12月6日に専決をしております。

案件10は、平成22年11月1日、市内倉橋地先道路上の穴に起因した自動車物損事故で、同年12月6日に専決をしております。

案件11は、平成22年12月23日、市内ニ地先道路上での市有自動車の接触による自動車物損事故で、平成23年3月10日に専決をしております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は27日定刻より開会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散会 午後 零時19分